

第 III 部 ジェンダー統計の日本における発展に向けて

13 政府統計改革下でのジェンダー統計の充実に向けて¹

経済統計学会ジェンダー統計研究部会事務局

1. 司令塔機能を持つ統計委員会の発足

新しい統計法の下で出発した統計委員会での論議が 10 月から開始されている。この統計委員会は、新統計法制定に向けての論議では、日本の統計全体の改善に向けての「司令塔」の役割を持つ機関と位置づけられた。日本のこれまでの体制では、総務省統計局に統計審議会があったが、日本の統計を見通した企画・立案等の機能を奪われており、司令塔の機関がなかったのである。分散型の日本の政府統計システムは、このため多くの問題を残したままの状態で推移してきた。

2. 統計基本計画

新統計法の下では、統計委員会において統計基本計画(5年)を策定し、この計画を実施する形で統計の改善を進めるものとされている。男女共同参画(ジェンダー)分野を知る者にとっては、さしあたり、①男女共同参画社会基本法の下での、②「男女共同参画計画」の策定(第一次・2001年、第二次・2005年12月策定)を経て、③計画の実施が取り組まれて、④計画の進捗度が評価の対象にされていること、を念頭におけば良いかと思う。男女共同参画の場合には、基本法において、地方公共団体でも計画をたてて男女共同参画施策を実施することが求められており、中央でのジェンダー統計論議とともに、地方公共団体でのジェンダー統計活動が活発化しているのである。【以上の新体制でのわが学会の課題に関しては、政府統計研究部会のニュース No. 2 への森博美氏の寄稿が参考になるので、了解を経て、本ニュースの第 2 項に転載させていただいた。統計改革に関しては、政府統計部会ニュースレターが継続してとりあげている。】

3. 中央政府とその周囲における男女共同参画統計の充実に向けての論議と取り組み

日本の中央政府レベルでの男女共同参画統計の主なとりあげをふりかえると以下のとおりである。(i)男女共同参画計画が、一次、二次とも共同参画統計の充実の重要性を指摘した。(ii)特に、男女共同参画会議・苦情処理・監視専門調査会が 2003 年 7 月に、男女共同参画統計の充実を求める報告書(『男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について』)を出した。(iii)当時の統計分野での全体的計画に該当する各府省統計主管部局長等会議申し合わせ「統計行政の新たな展開方向」(2003 年 6 月 27 日)の中に「ジェンダー統計」を項目として掲げ、8 月 1 日に「統計行政の新たな展開方向」の推進についてを申合わせた。(iv)2007 年 8 月 9 日の各府省統計主管部局長等会議は、上記の「・・・展開方法の推進について」に基づいて推進をはかっている、という表現の下に、推進実績として、幾つかの統計調査結果の性別表章を示している。

¹ 経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレター No.12(2007.12.20)から転載。

そして、これら政府(統計)機関でのジェンダー統計の取り上げに連携して、政府系機関が統計研究者等と共同して、あるいは研究者たちが独立に様々の取り組みを重ねてきた。すなわち、(vi)JICA が NVEC と連携して途上国でのジェンダー統計の充実での技術援助を継続しており、(vii)NVEC から『男女共同参画統計データブック』が 2003 年と 2006 年に出版され、(viii)日本統計協会から国連『世界の女性』が翻訳出版されている。

また、地方政府における男女共同参画統計活動に向けては NVEC が幾つかのプロジェクトをもって、研究者の協力を得てワークショップその他を実施してきている】

国際的なジェンダー統計の改善・充実に向けての動きも、再びもりあがりを見せる機運にある。本ニュース記事 3 以降の特集を参照いただきたい。

4. 日本のジェンダー格差の大きさと政府統計での男女共同参画統計の一層の改善・充実の必要

以上のような様々の取り組みがあるとはいえ、日本は男女共同参画社会づくりでは、先進国の中では最も遅れを持つ。最近では、世界経済フォーラムがジェンダー格差指数において、日本は 128 カ国中第 91 位であり、先進国では最低位にあることを世界に向かって公にした。WLB に関しての審議会における、将来目標において、何と男性の育児休暇取得率を 10 年後に 10% とすることが決定されようとしている。男女平等へのこの立ち遅れが大きな要因となって「人口減少社会」は進行するであろうし、日本社会の再生の見通しはたたなくなる危惧がある。ジェンダー平等における日本の順位はますます低下していくだろう。何故こうなのか？ 日本社会のジェンダー(統計)分析は強化されるべきであり、ジェンダー統計は一層改善・充実される必要がある。

国連統計部『世界の女性 2005』は、ジェンダー統計充実に向けての 11 の戦略を提起している。すなわち、①国家統計システムの強化に、継続して関与することを最高レベルで確保する、②政府統計の使用を最大化する。③データ提供において統計の作成の能力を構築する。④国家統計局において人的資源をあらゆるレベルで開発する。⑤政府統計の法的枠組み内にジェンダー統計の開発を規定する。⑥ジェンダー統計班を支援・強化する。⑦統計局と女性団体を含む利害関係者との間の対話を育成する。⑧統計作成者に対してジェンダー視点をその仕事に組み入れるように研修する。⑨現存するデータの出所を利用してジェンダー統計を作成するためのその有用性を高める。⑩国別政府統計を国際的な報告システムにおいて必要とされる要素とする。⑪国際・地域的な組織・機関、国家統計局、および学術・研究機関の間の協働を推進する。【邦訳、pp.113-118】である。これらのほぼ総てが日本にもあてはまる。

5. 統計新体制下での男女共同参画統計の充実に向けて

上に指摘したように中央政府レベルでも重要性を確認し取り込まれてきた男女共同参画統計の改善は、上記 3 の(iv)にふれたように統計主管部局長等会議のとしてあげられた若干の実績で、男女共同参画統計の強化・充実で終わるべき性質のものではない。新規に開発した統計委員会体制において、男女共同参画統計の充実は、どう継承され、どう取り込まれるのだろうか。

統計委員会において 2009 年までに制定されるという統計基本計画がどのような内容を

そのような具体性を以ってまとめられ、その計画の下での諸施策の実施がどう進められるのか（実施主体・実施状況の評価体制はどうか）については、この10月と11月の議事概要が公開されている現段階ではいまだ明白ではない。議論の進行とともに、事務局がこれに対応して具体化されていくのであろう。

とはいえ、①基本計画の中に、「男女共同参画統計(活動)の充実」が重要項目としてうたいこまれること、②この充実は、(i)日本の中央政府統計の改善とともに、(ii)地方公共団体での共同参画統計の活用の便宜をはかることや、(iii)開発途上国の男女共同参画統計の改善が、統計活動における技術援助の一環として組み込まれるべきなど、広い見地から捉えらるべきこと、③基本計画の実施過程で、政府統計作成諸機関による男女共同参画統計の利用者・研究者からの意見の汲み上げや対話が組み込まれることで改善はより効果的になることの認識等の必要、は指摘しておきたい。

6. ジェンダー統計部会での研究の強化と体制づくりの必要

すでに国際統計その他において、統計の改善は生産者と統計利用者の連携の下で、より効果的になることが常識化しようとしている。この点で、本部会で男女共同参画統計の利用・改善を検討しているわれわれもまた、新統計委員会下の作業の進展に照応して、幾つかの提起をしていくことが、部会としての社会的責任であると思われる。

このために統計利用者を中心とする当部会での研究は、上にも一部示した基本的な点の確認は、統計基本計画が具体化される2008年に入ってしばらくの期間までに集中されるべきこと、また、統計生産者と具体的な対話が可能になる形までに詰められること、必要に応じて、また、条件や実効性等を十分検討したうえで、部会ないし経済統計学会、あるいは広い連絡体からの統計委員会関係機関への申し入れ、といったアクションをも考慮されるべきであろう。

これとともに、状況に応じてであるが、研究や活動を、本部会内に限らないで、JICA、NVECや『男女共同参画統計データブック』の執筆者、地方公共団体のその他のジェンダー統計に関わる研究者や地方公共団体関係者にも開かれた形を織り込みながら展開していく必要があると考える。

以上について部会事務局は、さしあたり以下の諸点を考えている。部会員の皆さんからのご意見とご協力をお願いしたい。

(1)ジェンダー統計研究の深化

- ① 中央政府のジェンダー統計生産。例えば、NVEC・伊藤陽一編集の『男女共同参画統計データブック2006』は、生活各分野の統計について、男女共同参画の点に関してより立ち入った事実確認・分析のために、改善されるべき方向を列挙している。これらの指摘をさらにより具体化な改善案に高めることがありうる。もちろん、この書物で示されている以外の多くの指摘を集約し、また新たに考えていくことが必要である。
- ② 地方ジェンダー統計—自治体や地域レベルのジェンダー統計の生産と利用の強化。地方自治体における住民生活のジェンダー分析、そして男女共同参画社会基本法の要請に対応した地方共同参画計画の策定・実施・評価における統計の活用が進められている。これを支える研究が必要であろう。

- ③ ジェンダー統計分析の深化。上の4のはじめ部分で、日本の男女共同参画の遅れが、国際的に語られ、さらに遅れがさらに目立ちかねない状況にある。これは何故か？ 国際的には、ジェンダー平等の進展が社会発展や生産性の向上と対応していることが広く語られている。この関係の因果的分析と日本の特異性等も検討に値する。長時間労働、過労死、あるいは自殺、非正規労働の拡大、ワーキングプーア等がジェンダー視角をもって分析されるべきだろう。
- ④ 日本は、一般の統計生産や統計技術においてアジアでは先進国の位置にある。開発途上国における統計能力の強化は、国際的にますます緊急性を持つものと認識されてきている。統計能力強化の過程は、ジェンダー統計の強化を併せ持つべきである。アジアを中心とする開発途上国の統計・ジェンダー統計の実情の把握と改善諸手段の提起を、その国の文化的脈絡を配慮しながら進めることも日本において重要な課題である。
- ⑤ これらの研究諸課題を進めながら、日本の政府統計活動をめぐっての改善プランを構想してやるべきであり、多様な立場や観点から諸改善プランが提出され、討議されることによって、政府統計の充実に向けての論議も豊かになり、充実への環境が整って行くだろう。

(2) 研究・討議の体制

ジェンダー統計をめぐる問題を汲み上げ、論議を広げ、実際の改善に結びつけていくためには、

統計生産者(中央、地方、民間)や統計利用者(中央、地方の政府機関関係者、経済界、市民・住民、そして多様な研究者)の間での提起・提案・討議が必要であろう。

- ① このためには多様な関係者間の全体的、あるいは部分的な研究交流の場、研究会・ワークショップ、フォーラム等の場が設定されると良い。
- ② 統計生産者—統計利用者間の対話が必要である。
- ③ 国際的なネットワークや関係データベースの立ち上げに併行して、日本国内にもネットワークやデータベースがあると良い。そして勿論、この国内ネットワークは国際ネットワークと連携するべきものである。
- ④ ジェンダー統計関係者には、まず、統計委員会をトップとする統計統括官や各省統計機関、男女共同参画局・参画会議、NWECやJICAがあり、地方自治体の統計部署と男女共同参画担当部署、そして女性センター等、そして広い統計利用者や市民・住民がいる。ジェンダー統計関連の研究者も多様にいる。われわれジェンダー統計研究部会は、ジェンダー統計に関するこれらの広い機関・生産者や利用者、そして特に研究者と連携する形で研究の深化・展開と体制づくりに寄与していきたいものである。排他的ではない広い視野を持ちながら、国際的・国内的な多方面の関係者から学びながら、本部会自身が、ニューレター、独自研究会、学会の例会、そして全国研究総会でのセッション等を通じて、研究の前進をはかることが一層求められていると考える。

14 研究諸課題についての部会（有志チーム）活動の一層の具体化¹

伊藤陽一(法政大学日本統計研究所・経済学部)

前号の冒頭の事務局の「政府統計改革下でのジェンダー統計の充実に向けて」は、ジェンダー統計をめぐる現在の状況を伝え、目下の研究等の課題の全体を述べている。これを受けて本稿では、本ジェンダー統計研究部会あるいは有志による、活動の具体化、さらに日本のジェンダー統計の充実に向けた体制の改善等を、筆者なりにもう一歩具体化して示してみたい。これらは力量に照らして高望みであろうか。国際的動向と日本の状況を観察する中で、理想であれ、ありうるべき活動を提起してみたいのである。

日本は先進国において、男女共同参画が極度に遅れた社会である。例えば、世界経済フォーラムのジェンダー格差指数でみると127カ国中の91位にある。男女共同参画の立ち遅れは、日本の経済・社会の活性化を鈍いものとし、多くの分野での国際的な地位の低下を招いている大きな要因である。持続可能な社会をめざし、男女共同参画の推進をはかりながら諸国が変化・前進する中で、日本の停滞は特にめだっている。この実情を分析し、伝え、政策立案につなぐ過程で統計の役割は大きい。ここでは、日本のジェンダー統計データはそれなりに充実しているのにその活用が不十分なのか、それともジェンダー統計の整備が不十分なのか。日本のジェンダー統計には1995年の北京女性会議以降、幾つかの前進があった。とはいえ、ジェンダー問題には、早くから継続している問題とともに、問題の変化、そして新たに生じている問題がある。国際レベルに単に追いつくことでなく、新たな創意工夫によって、先進的な位置に進み、世界的なジェンダー統計の充実に貢献することが望まれる。これらと世界的状況を見ると、日本は、男女共同参画への遅い進行と連動して、統計の生産、提供、利用・分析、政策での活用、の全体にわたって、また体制づくりにおいて政府サイド、研究サイドでの広がりでも、なお不十分であり、これらに対応する体制を整えなければ、さらに遅れをうみだしかねない。

本稿を提出して、ジェンダー統計研究部会・有志の研究・活動を促し、自身も一定の寄与を志そうと考えたのである。

1. 研究

1.1 ジェンダー統計の生産・入手・提示(中央、地方)

(1)生活各分野でのジェンダー問題を確認しながら、各分野統計の不足部分を確認し、政府統計の現状に照らして個別諸分野の成果をくみあげて具体的改善案を提起する。

▼中心的継続的課題なので全般的研究は継続するが、主要な統計について集中的検討を必要とする。『男女共同参画統計データブック 2006』の統計解説(その他の提起があれば汲み上げて)を基礎に重要統計から開始する。

(2)地方ジェンダー統計生産方法論—特に日本の地方、開発途上国におけるデータ入手方法(簡略方法)の開発

¹ 経済統計学会ジェンダー統計部会ニュースレターNo.14 (2008.5.22) から転載

1.2 統計指標研究

▼1.1-1.2 に関しては、本ニュースレターでの伊藤の連載記事で数回取りあげた指標体系、GEM, GGI, GPI などのトピックスごとに研究を広げることも課題の一部になる。

1.3 主要ジェンダー問題に関する「統計分析」の現状把握、分析手法の開発

▼(i)MDGs や北京会議行動綱領と成果文書の提起、日本の男女共同参画計画の諸項目の他、新たに発生する共通問題とともに日本の中央・地方に特殊な問題の確認→(ii)その原因・背景→現状→結果・影響と相互作用への分解→(iii)統計による検討（時系列の検討、国際・国内比較、相関関係の確認→理論分析）というつながりの中で、(ii)と(iii)を更に深める必要がある。ここには、○女性の就業率(正規と非正規の区分)―世帯所得の増減―出生率の変化、○WLB(労働時間短縮)と労働生産性の変化、○両立支援・WLB 推進企業の業績の分析などのトピックスがある。これらも汲み上げ網羅する必要がある。

1.4 無償労働と SNA サテライト勘定の研究

▼無償労働の実物および貨幣、および両者混合の評価法の進化。無償労働分野の全体あるいは部分の評価による全体あるいは特定分野の経済政策や男女共同参画政策の評価・検討・立案への筋道の検討。例えば、GPI の検討が参考の一つになる。

1.5 政策における数値目標の設定と進捗度評価の方法の研究

▼上記 1.3 の(iii)に続いて研究・調査の成果の一部は→(iv)政策立案（いくつかの場合には数値目標の設定）→(v)政策の進捗度・効果の評価、に使用される。政策・計画への数値目標の組み込みや政策評価の使用が広がりを見せる中で、数値目標の設定方法、政策の数量的評価の方法を発展させる必要がある。日本でも中央・地方政府や民間組織での実践例が増えてきているが、数値設定の回避・忌避の一方で、過度の数量主義も見られる。

1.6 地方(都道府県, 政令都市, 大都市・区, 町村レベル)男女共同参画統計分析書のガイドラインの作成

▼(1)地方についても上記の 1.3-1.5 に示した手続きのサイクルはあてはまる。地方に特殊な自然的・社会的環境の下で具体化されるべきである。

(2)現在の日本では地方格差、地域の衰退が拡大している。地方の再生・振興の過程で男女共同参画の推進が不可欠であることを説得的に示すことが重要な環になる。地域再興の事例の中で、男女共同参画視角を重視して good practice を収集し、一般化する必要は大きい。

(3)地方は下位レベル(言い換えると住民生活に近接する)ほど、データ不足に直面する。現行の中央政府と地方政府の統計生産の実情の中でデータの入手可能性を検討し、理想指標を入手可能指標に適切に切り替えて、地方ジェンダー統計分析を進めるため、一般方針をかため、分析実例を積み上げる必要がある。

1.7 国民・住民によるジェンダー統計活動への取組みのための教材作成

▼地方の関係職員や住民有志による自発的ジェンダー統計活動(資料入手―分析―結果表現)へ

の参加の増加・機運の高まりがある。しかし、適切なガイドブックはない。こういった研修会・ワークショップの講師の力量の上昇のためをふくめて、上記 1.6 と特に(2)を専門研

究者あるいは熟達した地方統計職員あるいは男女共同参画部署担当者の協働で開発する必要がある。これは実際活動の中でテストされるべきである。

1.8 ジェンダー統計データベースの創設・拡大強化への内容提供

▼(i)ジェンダー統計解説, (ii)国際・国内動向の情報, (iii)研究成果, (iv)フォーラム(意見交換), (v)関係資源(機関, 人材)一覧, をふくむものにし, 国際的なネットワークやデータベースと連携することが必要になる。NWECCが運営している「女性と家族に関する統計データベース」を既存の成果として位置づけ, これとの連携, 必要に応じて新たな創設をも検討して強化することが求められる。

1.9 ジェンダー統計研究ネットワーク

▼上記の特に(ii)動向, 意見交換等のネットワークによって活発な情報・意見を交換する体制が望まれる。

1.10 ジェンダー統計関連出版物の発行

▼さしあたりのジェンダー統計文献の基準書は, ヘッドマン他の Engendering と NWECC『統計データブック』と1994年の『女性と統計』である。いずれも十分ではなく, 一部は古くなってきている。日本版標準的テキスト, 一般理論と分野研究・方法研究の先端的研究書, 教材・ガイドライン・マニュアル等が用意されるべきである。

1.11 国際動向の把握, 意見の発信, 前進のための研究方法や制度的改善に関する諸方策の提出

▼国際的ジェンダー統計理論と活動の発展を把握し, 日本に受け入れるべきは受け入れ, 批判すべきは批判しながら, 日本における論議や経験から, 国際的発信を期する。ここでは, 国際的な男女共同参画機関や統計機関, 更に国際地域, 各国の制度も研究しておく必要がある。

2. 政府統計における男女共同参画(ジェンダー)統計の主流化に向けた体制づくり

以下の2. 3を通じてこれまで活動してきた機関と個人および理論と活動の蓄積を十分に継承し, 汲み上げる(男女共同参画局, NWECC, JICA, アジア経済研究所, 各府省庁ジェンダー統計担当者, 地方自治体ジェンダー統計担当者, 法政大学日本統計研究所, 男女共同参画(ジェンダー)関係研究所, 諸学会・研究団体, 大学等)

2.1 基本計画での項目設定, 計画期間中のニーズの汲上げの保証, 府省庁におけるジェンダー統計責任部署の再確認

▼目下の統計改革過程がジェンダー統計の充実をふくむことを期待したい。ここでは, 国連統計部『世界の女性 2005』が提起した戦略, 北京行動綱領の関係条項が参考になる。

2.2 ジェンダー統計の重要性の認識を広げる

▼本稿で示している諸課題の遂行の中で, 政府統計家や統計研究者におけるジェンダー統計の必要性や課題, 克服策等への認識も深まる。しかし, 同時に統計研修の課程への組み込みや学会・会議での発表等が行われることが意識的に追求すべきである。

2.3 生産者—利用者の対話

▼(1)統計生産者と統計の専門的利用者との対話は, 統計全般について国際的に教訓化され,

統計の品質論の中でも重要な要素とされている。この活動は、統計利用者側が統計生産の実態、とくに統計生産者がおかれている現実の諸制約を理解し、他方で、統計生産者側が、統計利用者のニーズを把握する上で重要である。

(2) 対話は、生産者と更に広い統計利用者である統計の非専門的利用者や地域住民等にも広げられるべきである。これは地方統計機関の統計家に求められることでもある。

(1)、(2)を通じて、政府統計活動を支える国民的基盤の形成、さらには fact-base の国会論議が期待される。

2.4 特に地方ジェンダー統計活動の担い手の育成

▼広い地方政府職員や住民によるジェンダー統計活動への参加は、注目すべき動向として高く評価し、これを支援することが必要である。地域ジェンダー統計の研修やワークショップが適切に運営されるためには、その講師・リーダーが、ジェンダー問題と統計についての一定の理解を持っていることが不可欠である。これら講師・リーダーの研修・育成も独自の課題である。

3. ジェンダー統計における国際的貢献と国際協力・連携のための体制づくり

3.1 国際動向の敏感な把握

▼国際的には、GenderInfo の開始、世界フォーラムの設定など再強化、国際地域レベルでは地域経済委員会の下での活動の進展、各国レベルでは、特に開発途上国での取組みの強化とその過程での困難との遭遇など、ジェンダー統計論議と活動はダイナミックである。これらは敏感に把握されるべきである。

3.2 日本からの発信とその体制の確保と現在の国際的論議・活動・体制への意見提出

▼(1)このためには、国際的ネットワークとの連結と、1.8-1.9 でふれた日本での動向や理論的・作業的前進をも伝えるデータベースの英文化が必要である。

(2)総合的データベース現在の国際ジェンダ統計活動と論議には、例えば、(i)国内地域ジェンダー統計の重要性の確認の不足、(ii)統計学への理論的参入の重要性の軽視・無視、(iii)統計分析における計量的手法への過度の傾斜、(iv)国際会議・諸会合が政府統計家中心になって研究者・民間機関・住民の参加機会の不足、(v)GenderInfo の不足点 等の弱さがある。批判的評価のみではなく、発展充実の諸方策の提起が必要である。

3.4 アジア諸国を中心に諸国とのジェンダー統計活動に関する交流

▼アジアには多様な文化がある。これら諸国においても、ジェンダー問題の克服のためにジェンダー統計活動を推進しつつある。これに支援を与え、またそれら諸国の動向を学ぶことが必要である。このために、アジアの諸国とのジェンダー統計に関しての交流が活発化されてよい。中国とは、本部会メンバーが 2006, 07 年に交流し、2007 年には NWEC 『男女共同参画統計データブック 2006』の中国語訳が出版された。中国との交流を継続し、他国にも交流の輪を広げて、アジア地区でのジェンダー統計活動の拡がりの足がかりにすることが望まれる。

3.5 途上国政府職員その他のジェンダー統計研修の実施、教材と講師陣の結集・育成・経験交流・蓄積

▼JICA や NWEC および両機関の連携した途上国政府職員のジェンダー統計研修には、本部会会員のかなりが早くから講師として参加してきている。研修内容の交換も一時行われたことがあるが、これは経常的に行われて、教材の用意や研修の方針が一般化されて良い。

3.6 世界ジェンダー統計フォーラム、国際統計学会その他会議のジェンダー統計セッション等への参加

▼国際動向に敏感になり、また貢献していくためには、国際諸会議に参加して発表し、関係者と直接的に意見交換・するのが最も効果的である。これまでも本部会会員は発表参加や参加をしてきているが、今後も継続されるべきである。もとより、日本から発信する内容を日本において用意しておかなくてはならない。

4. ジェンダー統計研究部会(有志チーム)の対応する体制—上記の課題に応える部会体制の用意と部会・経済統計学会を超えての広い関係者の結集の必要

4.1 以上と以下の諸課題を念頭に置いての部会(有志チーム)活動

▼独自研究会、学会の例会発表、全国研究総会でのセッションの運営、日本統計学会の場での発表、ニュースレターの活用等がありうるだろう。

4.2 日本におけるジェンダー統計活動のネットワークの形成・ジェンダー統計データベースの強化・ジェンダー統計利用者—生産者の意見交換の場ないし会議の設定

▼体制作りの上での特に重要なので、1.8・1.9、2.3 で述べたことを再掲する。

4.3 部会の独自活動

▼研究会、フォーラム・シンポジウム—恒常化の場合：事務局、ニュースレター発行体制)

4.4 以上の諸課題を遂行するための部会(有志チーム)の人的資源の強化

▼全体としてここに示される課題に参加・貢献していくためには人員が必要である。

4.5 部会(有志チーム)外の人的資源の活用

▼部会員の有志では人員不足であるし、そもそもこの活動自体が、学会内あるいは部会内の理論研究によって前進するものではない。統計家、他の領域の研究者そして住民と連携して効果的に推進しうる。人員も広く求められるべきである。

5 日程・重要度一覧表

最後に、以上をふまえて、以下のような日程・重要度一覧表を作成することができる。この日程や優先度の順位を書き込むには、この分野の既存の成果の総括と研究活動に参加するメンバーの研究予定や意欲による。したがって空欄のままにしておこう。

日程・重要度一覧表

	課題・活動項目	年度	07	08	09	10	11	12	優先度
1	研究								
1.1	ジェンダー統計の生産・入手・提示(中央, 地方)								
1.2	統計指標研究								
1.3	主要ジェンダー問題に関する「統計分析」の現状把握, 分析手法の開発								
1.4	無償労働とSNA サテライト勘定の研究								
1.5	政策における数値目標の設定と進捗度評価の方法								
1.6	地方(都道府県, 政令都市, 大都市・区, 町村レベル)男女共同参画統計分析書のガイドラインの作成								
1.7	国民・住民によるジェンダー統計活動への取組み教材作成								
1.8	ジェンダー統計データベースの創設・拡大強化								
1.9	ジェンダー統計研究ネットワーク								
1.10	ジェンダー統計関連出版物の発行								
1.11	国際動向の把握, 意見, 前進のための研究方法や制度的改善に関する諸方策の提出								
2	政府統計における男女共同参画(ジェンダー)統計の主流化に向けた体制づくり								
2.1	基本計画での項目設定, 計画期間中のニーズの汲み上げの保証, 府省庁におけるジェンダー統計責任部署の再確認								
2.2	ジェンダー統計の重要性の認識を広げる								
2.3	生産者-利用者の対話								
2.4	特に地方ジェンダー統計活動の担い手の育成								
3	ジェンダー統計における国際的貢献と国際協力・連携								
3.1	国際動向の敏感な把握								
3.2	日本からの発信とその体制の確保と現在の国際的論議・活動・体制への意見提出								
3.3	アジア諸国とのジェンダー統計活動に関する交流								
3.4	途上国政府職員その他のジェンダー統計研修								
3.5	世界ジェンダー統計フォーラム他への参加								
4	ジェンダー統計研究部会(有志チーム)の対応する体制-上記の課題に応える部会体制の用意と有志チーム・部会・経済統計学会を超えての広い関係者の結集の必要								
4.1	諸課題を念頭に置いての部会(有志チーム)活動								
4.2	日本におけるジェンダー統計活動のネットワークの形成・ジェンダー統計データベースの形成, 生産者と利用者の意見交換・会議設定								
4.3	部会の独自活動								
4.4	諸課題を遂行するための部会(有志チーム)の人的資源の強化								
4.5	部会(有志チーム) 外の人的資源の活用								

15 男女共同参画統計の充実に向けての指針（案）¹

2008年8月 経済統計学会ジェンダー統計研究部会事務局

現在の日本は、資源・エネルギー価格の国際的高騰、安全な食糧の確保、少子高齢化の進展、地方経済・社会の衰退の中で、企業、世帯をふくめた経済と社会の将来に向けて、社会的諸制度の再構成を求められている。

この中で、日本における男女共同参画の進展はなお遅く、ジェンダー格差指数²では2007年に178カ国中91位、UNDPの2007/2008年版『人間開発報告書』のジェンダー・エンパワーメント尺度³では、97カ国中34位であることに見られるように、先進国の中ではもとより、途上国をふくめても非常に低い位置にある。

私たちは、社会的諸制度の改革の過程への女性の参画が不可欠であると認識し、社会的諸問題の中での男女の実情の確認、女性の参画の遅れがもたらしているマイナスの影響の把握、これらを改善する政策・計画の立案、監視・評価の最有力の道具として、日本、アジア・太平洋地域、そして世界における男女共同参画（ジェンダー）統計の改善・充実が今日ますます重要になってきている。

第四回（北京）世界女性会議以降の世界のジェンダー統計における進展状況を調査した国連統計部『世界の女性 2005—統計における前進』は、前進が期待されたより遅いことを確認し、前進に向けての11の戦略を提起した⁴。さらに、この立ち遅れを克服するために、2006-07年からジェンダー統計の強化に関して、世界ジェンダー統計プログラムを作成し（この政策を2009年の国連統計委員会で承認を得ようとしている）、ジェンダー統計データベースの構築、世界ジェンダー統計フォーラムの毎年の開催を開始した。

ジェンダー統計を強化する取り組みは、ESCAP 地域でも地域全体にわたって、また各国でも進められている。

このような中で、折から60年来の大きな統計改革に向けての論議が進み、基本計画が定められつつある日本においても、私たちは、改めて男女共同参画統計の充実に向けての諸方向・諸処置を本格的に検討することが必要であると考えている。

そこで、北京行動綱領、国連統計部が提案した戦略、男女共同参画会議・専門調査会の

¹ 経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレターNo.15（2008年8月31日）から転載。

² 世界経済フォーラムの『ジェンダー格差報告書』による。

³ UNDPの『人間開発報告』に掲載。指数構成要素として所得水準が採用されているので男女平等の指標としては不完全である。

⁴ 11の戦略とは、①国家統計システムの強化に、継続して関与することを最高レベルで確保する、②政府統計の使用を最大化する。③データ提供において統計の作成の能力を構築する。④国家統計局において人的資源をあらゆるレベルで開発する。⑤政府統計の法的枠組み内にジェンダー統計の開発を規定する。⑥ジェンダー統計班を支援・強化する。⑦統計局と女性団体を含む利害関係者との間の対話を育成する。⑧統計作成者に対してジェンダー視点をその仕事に組み入れるように研修する。⑨現存するデータの出所を利用してジェンダー統計を作成するためのその有用性を高める。⑩国別政府統計を国際的な報告システムにおいて必要とされる要素とする。⑪国際・地域的な組織・機関、国家統計局、および学術・研究機関の間の協働を推進する。【邦訳『世界の女性 2005』日本統計協会、pp.113-118】。

2003年報告書⁵⁵、「政府統計の原則」を考慮し、今次の統計改革における統計生産者と利用者の対話と協力の呼びかけを念頭において、政府関係サイドと研究サイドに向けて以下の指針を提起する。

政府統計における男女共同参画（ジェンダー）統計の充実・発展に向けた体制づくりと活動

▼政府統計活動における男女共同参画統計の重視と組み込みは、政府統計への理解と支持を人口の半分をなす女性に大きく広げ、また evidence-based の論議や政策立案・監視・評価の気風を大きく普及させることでもある。政府統計関係および男女共同参画関係の諸機関に対しては以下の諸点を要請し期待したい。

1. 政府統計機関と男女共同参画関係機関、および地方統計機関と地方男女共同参画関係機関

▼1.1 基本計画での男女共同参画統計の充実に関する規定を織り込み、計画期間中の実質的活動をニーズの汲上げの保証

目下の統計改革過程が男女共同参画統計の充実をふくむことを求めたい。そこで基本計画の中に、第一に、基本計画の一部に、「男女共同参画統計の重要性を認め、その充実に努めること」を織り込むこと、第二に、これに対応して、計画期間中に、実際に充実にめざす活動を進めることが可能な表現を織り込むことを求めたい。ここでは、国連統計部『世界の女性 2005』が提起した戦略、北京行動綱領の関係条項が参考になる。

▼1.2 男女共同参画統計の充実の内容

政府統計活動において男女共同参画統計の充実の内容は、①政府統計の作成に際して、調査票とそれに該当する原書式にできるだけ性区分をいれて、これを公表される統計表においても維持すること、②世帯・家族、労働、健康等の男女別の状況を把握する場合には、性別とともに年齢、労働力状態等を調べ、適切にクロスした集計表とすること、③個人調査に関する性別だけでなく、男女共同参画社会の推進に関わる重要問題—企業や組織における両立支援政策・制度の整備・進展の状況、関連して労働時間制度、保育施設や待機児童数の状況、また無償労働の物的（投入時間、アウトプット量）・貨幣的評価、他—をとりあげること等をふくむ。これらの点での政府統計の改善は、政府の既存諸統計の利用限界の検討を経た具体的な改善措置の提案に基づきながら、各統計の目的や作成から公表に至る資源的制約等を考慮してはかられるものであろう。

改善方向に関しては、例えば、独立行政法人国立女性教育会館編『男女共同参画統計データブック 2006—日本の女性と男性—』の各章の「統計解説」がとりあげている。現在、ここで示された「改善方向」をさらに具体化する作業が 2009 年版に向けて進められている。これらの示唆を汲み上げることが要請される。

▼1.3 男女共同参画統計データと加工結果の品質表示

⁵⁵ 男女共同参画会議・苦情処理・監視専門調査会（2003）『男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について』

「統計の品質」論の展開の中で、作成された統計データ、および加工された統計データの品質を統計利用者に対して広く示すことが政府統計に対する通常的要請になりつつある。政府統計一般とともに、男女共同参画統計に関しても、これが必要となろう。

▼1.4 男女共同参画統計の充実をはかる制度的必要

上記の男女共同参画統計の充実を図るためには、関係する制度を整備する必要がある。以下の点が特に重要である。

- (1)統計機関と男女共同参画担当機関の恒常的連携の強化。その下での指導的部署の明示。
- (2)各府省庁の統計機関に男女共同参画統計責任単位を設置し、指導的部署のリーダーシップの下に、連携をはかり、男女共同参画統計の充実に向けて活動を進める。

▼1.5 男女共同参画統計の重要性の認識を政府統計機関そして政府機関全体に広げる諸措置

男女共同参画統計の充実のためには、統計機関や男女共同参画担当機関はもとより、広く政府機関全体に、この統計の重要性の認識を広げることが不可欠である。このためには、①政府職員の研修のあらゆる機会にこの問題を取りあげ、②これを重点とする研修・研究会を設け、③パンフレットやテキストを用意し、ウェブサイトでの公開が必要である。

以上を進める上で、政府関係者の関係国際会議・フォーラム、国内学会等への出席・発表、そして研究者研究交流が必要であろう。

▼1.6 特に地方における男女共同参画統計活動の強化の必要

男女共同参画社会基本法の下で、地方自治体では都道府県以下、政令都市をはじめとして市・区さらに町にも男女共同参画条例が制定され審議会等が設けられ、今日では多くの地方自治体において男女共同参画計画の下に、白書や年次報告書が作成されている。この中で、地方住民男女の生活を統計で分析し、計画中に数値目標を取り入れ、実績評価を行う活動が広がっている。特に、地方住民の状況を統計で分析する活動には、地方住民も参加しているケースがあり、男女共同参画統計への関心が広がっている。中央政府が「地方分権の推進」をうたう今日、また統計活動への国民的理解と支持を広める上でも、注目すべき動向であり、これを評価・支援することが必要であろう。

- ▼地域における男女共同参画統計の編集・作成・活用には、地方統計データの不足、資金不足、人材不足がたちはだかる。地方自治体における男女共同参画統計に関わる自治体職員と住民の活動の強化に向けては、①中央の統計機関と男女共同参画機関からの支援、②地方における統計機関と男女共同参画担当部署の緊密な連携・協力と制度的措置、③地方自治体の男女共同参画統計活用のガイドライン、④地方自治他職員の統計と男女共同参画統計への広報・研修等を通じての理解の拡大、⑤研修やワークショップ等の講師・リーダーの育成、⑥統計と男女共同参画問題研究者等の連携、等が必要である。

▼1.7 国際的ジェンダー統計活動との連携と開発途上国への技術援助の一環としての男女共同参画統計における援助

国際的には、国連統計部による世界ジェンダー統計プログラムの策定と実施、GenInfoの開始、世界フォーラムの開始、国際地域レベルでは地域経済委員会の下での活動の進

展、各国レベルでは、特に開発途上国での取組みの強化とその過程での困難との遭遇など、ジェンダー統計に関する論議と活動はダイナミックである。これらの動向を敏感に把握しつつ、日本もこの動きと連携し、積極的に貢献して行くことが必要である。以下の諸活動が求められる。

- ▼(1)日本からの発信と現在の国際的論議・活動・体制への意見提出。2007年12月の第1回世界ジェンダー統計フォーラムはイタリア統計局がホスト役をつとめ、充実した国際会議の内容を示した。フォーラムは今後毎年開催される。日本において統計機関・男女共同参画機関の連携のもとに将来このフォーラムが開催されることを望むことはできないだろうか。世界ジェンダー統計プログラムの策定や実施過程に日本からの意見の提出や貢献も期待される。
- (2)アジア・太平洋諸国を中心に諸国との男女共同参画統計活動に関する交流。アジア・太平洋地域には多様な文化がある。アジア・太平洋諸国においても、ジェンダー問題の克服のためにジェンダー統計活動を推進されつつあり、ESCAP 統計部や国連諸機関が支援している。日本がこれを支援し、またそれら諸国の動向を学び取り、アジアの諸国とのジェンダー統計に関しての交流が活発化されてよい。次項で述べる JICA との連携による男女共同参画統計における技術援助では、アジア・太平洋諸国にとどまらず、世界の諸国とのつながりがある。中国との関係では、2007年4月の中国における第一回全国性別統計研修会への主要講師としての参加や2007年の NWEC『男女共同参画統計データブック 2006』の中国語訳の出版の支援がある。これらを足がかりに、アジア・太平洋地区でのジェンダー統計活動の拡がりの足がかりにすることが望まれる。
- (3)途上国政府職員その他のジェンダー統計研修の強化・支援。開発途上国向けの日本による統計一般の技術援助は永くまた熱心に勧められてきた。ジェンダー統計における技術援助も JICA と NWEC および両機関、そして KFAW が連携して行われてきており、男女共同参画統計活動への日本からの貢献として評価されるものである。これらの活動は、国内・国際関係期間との活動の調整の下に効率的に、被援助国の自立的な統計能力強化 (Statistical Capacity Building) に焦点を置いて有効に継続され、強化されることが期待される。

▼1.8 男女共同参画統計の生産者—利用者の対話・協力の体制の設置

統計生産者と統計の専門的利用者との対話は、統計全般について国際的に教訓とされ、「統計の品質」向上をはかる論議の中でも重要な要素とされている。この活動は、統計利用者側が統計生産の実態、とくに統計生産者がおかれている現実の諸制約を理解し、他方で、統計生産者側が、統計利用者のニーズを把握する上で重要である。現時点の日本における男女共同参画統計についての検討を進めている主要な利用者は、大学等に籍をおく研究者である。男女共同参画統計という比較的新しい分野においては、これら研究者との連携・対話・協働が重要である。

対話は、生産者と更に広い統計利用者である統計の非専門的利用者や地域住民等にも広げられるべきである。これは地方統計機関の統計家に求められることでもある。

以上を通じて、政府統計活動を理解し、支える国民的基盤の形成、さらには fact-base

の論議の気風が広がることが期待される。

2 男女共同参画統計の研究活動と体制の強化

▼上記1で、政府統計活動に対する期待や要請を示した。しかし、1.7でもふれたように、この比較的新しい分野において政府や地方自治体での活動を促すためには、研究者側が国際動向を把握し、政府や地方の統計の現状をふまえて、適切に連携・協力する必要がある。この「指針」は、上記の点をふまえた当研究部会の今後の活動方向を示そうとするものである。以下の研究課題を、継続して、また新たに必要なものとして提起する。

2.1 男女共同参画統計の生産・入手・提示(中央、地方において)の研究

▼(1)生活各分野でのジェンダー問題を確認しながら、各分野統計の不足部分を確認し、政府統計の現状に照らして個別諸分野の成果をくみあげて具体的改善案を提起する。

これまで中心的課題とされており全般的な研究を継続すべきであるが、ジェンダー問題に関わる主要な統計について集中的な検討を必要とする。『男女共同参画統計データブック2006』の統計解説(その他の提起があれば汲み上げて)を基礎に重要統計について検討を進める必要がある。

(2)地方男女共同参画統計の生産方法論—特に日本の地方自治体や開発途上国におけるインターネット調査を含むデータ入手方法(簡略方法)の開発が必要である。

(3)マイクロ統計の利用は、特に詳細な性別統計の分析にとって有効と考えられる。マイクロ統計の利用の方法を、マイクロ統計利用のための体制・手続きの整備問題とともに研究することが必要である。先進諸国では、調査による統計作成が調査環境の悪化とともに困難になりつつあり、行政資料からの統計作成が注目されている。性別統計作成の見地がこの方式にどう組み入れられるかの研究が必要である。

▼2.2 統計指標研究

国際的に開発されている労働や医療といった問題分野ごとの指標体系や、複合指標—GEM, GGI, GPIなどの検討、必要に応じて日本での指標・指数の開発が課題になる。

▼2.3 主要ジェンダー問題に関する「統計分析」の展開と分析手法の開発

(i)MDGsや北京会議行動綱領と成果文書の提起、日本の男女共同参画計画の諸項目の他、新たに発生する共通問題とともに、日本の中央・地方に特殊な問題の確認→(ii)その原因・背景→現状→結果・影響と相互作用への分解→(iii)統計による検討(時系列の検討、国際・国内比較、相関関係の確認→理論分析)というつながりの中で、(ii)と(iii)を更に深める必要がある。ここには、○女性の就業率(正規と非正規の区分)—世帯所得の増減—出生率の変化、○WLB(労働時間短縮)と労働生産性の変化、○両立支援・WLB推進企業の業績の分析などのトピックスがある。これらも汲み上げ網羅する必要がある。

▼2.4 「統計の品質」論の研究と男女共同参画関連統計データへの適用の検討

1.3で、作成された統計データおよび加工された統計データの品質表示の必要を指摘した。統計の品質論は、2008年ヨーロッパ会議や国際機関データの品質会議を経て、盛んである。これら会議の動向をふまえて、日本の政府統計一般の品質表示に至る手続

きや論議を盛んにしながら、男女共同参画統計について特殊性を加味した品質表示法を提起する必要がある。

▼2.5 無償労働とSNAサテライト勘定の研究

無償労働の実物および貨幣評価が国際的に広く行われ、世帯生産サテライト勘定の作成も試みられている。これらの作成方法、貨幣評価の方法、無償労働分野の全体あるいは部分の評価と経済・社会政策や男女共同参画政策との連携の検討が必要である。

▼2.6 政策における数値目標の設定と進捗度評価の方法の研究

2.3の(iii)に続いて研究・調査の成果の一部は、→(iv)政策立案(いくつかの場合には数値目標の設定)→(v)政策の進捗度・効果の評価、に使用される。政策・計画への数値目標の組み込みや政策評価の使用が広がりを見せる中で、日本でも中央・地方政府や民間組織での実践例が増えてきているが、数値設定の回避・忌避の一方で、過度の数量主義も見られる。数値目標の設定方法、政策の数量的評価の方法を発展させる必要がある。

▼2.7 ジェンダー統計関連のガイドライン、教材や出版物の発行

(1)地方(都道府県、政令都市、大都市・区、町村レベル)男女共同参画統計分析書のガイドラインの作成。

①地方についても上記の2.3と2.65に示した手続きのサイクルはあてはまる。地方に特殊な自然的・社会的環境の下で具体化されるべきである。

②現在の日本では地方格差、地域の衰退が進行している。地方の再生・振興の過程で男女共同参画の推進が不可欠であることを説得的に示すことが重要な環になる。地域再興の事例の中で、男女共同参画視角を重視してgood practiceを収集し、一般化する必要は大きい。

③地方は下位レベル(言い換えると住民生活に近接する)ほど、データ不足に直面する。現行の中央政府と地方政府の統計生産の実情の中でデータの入手可能性を検討し、理想指標を入手可能指標に適切に切り替えて、地方ジェンダー統計分析を進めるため、一般方針をかため、分析実例を積み上げる必要がある。

▼(2)国民・住民による男女共同参画統計活動への取組みのための教材作成。

地方の関係職員や住民有志による自発的男女共同参画統計活動(資料入手―分析―結果表現)への参加の増加・機運の高まりがある。しかし、適切なガイドブックはない。こういった研修会・ワークショップの講師の力量の上昇のためをふくめて、上記2.6と特に(2)を専門研究者あるいは熟達した地方統計職員あるいは男女共同参画部署担当者の協働で開発する必要がある。これは実際活動の中でテストされるべきである。

▼(3)さしあたりのジェンダー統計文献の基準書は、ヘッドマン他の *Engendering Statistics* [邦訳・伊藤陽一他訳『女性と男性の統計論』]とNWEC『統計データブック』と1994年の『女性と統計』である。いずれも十分ではなく、一部は古くなってきている。必要と内容次第で *Engendering Statistics* の第2版の翻訳、その他日本の標準的テキスト、一般理論と分野研究・方法研究の先端的研究書、教材、ガイドライン、マニュアル等が用意されるべきである。

▼2.8 ジェンダー統計データベースの創設・拡大強化とジェンダー統計研究ネットワーク

クの形成

ジェンダー統計活動の強化のためには、ICTを活用してデータベースやネットワークを形成することが有効であろう。データベースは、①ジェンダー統計解説、②国際・国内動向の情報、③研究成果、④フォーラム（意見交換）、⑤関係資源（機関、人材）一覧、をふくむものにし、国際的なネットワークやデータベースと連携することが必要になる。NWECが運営している「女性と家族に関する統計データベース」を既存の成果として位置づけ、これとの連携、必要に応じて新たな創設をも検討して強化することが求められる。また、上記の特に(ii)動向、意見交換等のネットワークによって活発に情報・意見を交換する体制の形成が望まれる。

▼2.9 男女共同参画（ジェンダー）統計利用者会議の開催

男女共同参画統計の研究者、男女共同参画担当部署を中心とする政府と地方自治体職員、関係機関職員、関心ある住民等の利用者の会議等を組織し開催して、それぞれの利用経験やニーズを交換することも期待される。この場に統計生産者の参加を得るなら、生産者－利用者間の意見交換と理解を深める場として有益であろう。

▼2.10 男女共同参画統計における途上国技術援助への協力

1.7で男女共同参画統計における技術援助にふれた。政府関係機関によるこの企画に研究者等が積極的に協力・貢献することが望まれる。ここでは、講師間でカリキュラム・教材・経験の交換・検討が必要である。

▼2.11 国際的研究・活動への参加、国際動向の把握、意見の発信、研究方法や制度的改善に資する諸方策の提出

国際的ジェンダー統計理論と活動の発展に対して、国際会議・フォーラム等への参加・発表。意見交換を通じて貢献し、国際的研究・活動の動向を把握し、日本に受け入れるべき点はとり入れ、日本においてとアジア・太平洋地域における論議や経験から、国際的発信に努める。ここでは、国際的な男女共同参画機関や統計機関、更に国際地域、各国の制度の組織的研究体制の形成が望まれる。

16【補論】労働統計データの検討視角－統計の品質論をふまえて¹

伊藤陽一

本ノートは、労働統計資料の検討視角の弱さに関して、これを強化・拡大すべき幾つかの点を提起するものである。反論やコメントもあると考える。論じ足りないこともあり、【ノート：討論】とする。

1. 労働統計データ検討視角の提起の不足

前号冒頭に掲載された事務局による「課題と研究方法」を前提し、同じく前号に転載された森博美会員の「本学会の役割」での提起に触発されて、労働統計データの検討視角の拡大に向けての論議を展開してみようと考えた。ここには、森会員が示唆されるように、日本の統計改革が進み、統計利用者・研究者との意見交換や交流・協力の場が設定されたときに、本学会の研究がどれだけ説得力ある提起を行いうるのか、を考えたときに、これまでの研究視角ではかなり不足している、とみなしてのことである。

もとより、政府統計への要求は、統計利用者が、日ごろの統計利用の過程で出会う不都合から発している。ここには、日本の統計制度が分散型であり、また利用者(顧客)サービスの徹底で大きな立ち遅れがあるために、統計は比較的豊富でありながら、統計利用者は統計の整合性や比較可能性で苦勞をしているといった事情がある。例えば、労働統計が厚生労働省と統計局、その他機関に分散して作成されていること自体の不都合、これに発して省庁間、さらには同一機関内部でも例えば、パート雇用者に関する定義が異なる等の事情である。

そこで、これまでの労働統計自体の検討視角を振り返ると、不足があると思われる。この点を指摘するに至る手続きとして、これまでの本学会の4冊の記念号と、そこで成果として掲げられている文献の幾つかにあたってノートを作成し(大半を文章化した)。しかしスペース節約のためここでは省略する。結論は、これまでの労働統計(自体)の検討は、総括的な研究視角の枠組み(方法論)が示されないままで、不十分、であるということである。

ここで、誤解がないように、もう少し説明を加える。本学会・本部会の会員の多くは、様々の程度で労働・生活関係統計を使って労働問題・生活問題の研究－実証研究－を進められておられる。狙いは、労働・生活の諸困難の根源を検討し、問題克服のために政策批判(代替政策提起)にある。そして更に、人々の労働と生活の悪化を阻止し、改善を進めるという現実の改革への想いがあると思う。

筆者が不十分としているのは、これらの実証研究をさして言っているのではない。ある実証家は、統計データの不足や不十分を感じ、不足であることを表明だろう。現実の問題に立ち向かっている研究者こそが、統計の不十分点を、統計研究者以上に適確に指摘することが多い。しかし多くの場合、他の実証手段をとるなりして、統計資料に立ち入らずに論議を先に進めていくだろう。「自分たちは、あくまで統計のユーザーとして不足を指摘する。あとは統計生産

¹ 経済統計学会労働統計研究部会報 No.3(2008.3.29)に「ノート：討論」として掲載分を転載。

者なり統計研究者が立ち入った検討をしてくれ（検討をすべきである）」というスタンスである。筆者は統計非専門の実証家はこのスタンスでかまわないし、不足点（説明不十分、不明瞭・・・入手困難・・・）の指摘があるだけでも有難いことだと思う。

少数の実証家だけが統計データそれ自体に深く立ち入る。統計に関する知識も併せ持つて、あるいは学習して、データの不十分の発生理由にまでさかのぼる。さらにはその統計の改善案を提起するところまでいく。以下については、現時点から振り返るとき、深い内容の検討といえるかは疑問であるが、統計局の家計調査や全国消費が、収入主体として、「世帯主」と「その妻」という区分を置いていたときにこれに、世帯主である女性はどうかと疑問を提起したのは家政学の生活経営論で家計分析に馴染んでいたグループの1980年代後半の活動であった。このグループは、統計局と公式の場で意見交換をし、区分が「世帯主」と「その配偶者」に修正されたのは1993年の家計調査からである。

とはいえ、標本設計をふくめて、後述する調査の詳細に立ち入るのは、統計研究者の固有の課題だろう。実証研究者と協力し、意見交換し、あるいは自らも実証研究を進めながら統計資料に詳細に立ち入り、不十分点の改善方向を検討するのは、統計研究者であろう。不十分点の指摘に対して統計生産者が敏感に反応し巧みに修正してくれることが望ましいのだが、日本の政府統計職員の体制の下では、生産者と統計研究者の協力、問題提起は、統計非専門の利用者ということになると思う。実証研究を行う統計研究者の（増大傾向にある）かなりは、統計処理の数理的方法（の適用と開発）に主たる関心をおき、その研究が依拠しようとする統計データ自体の検討には無関心である。筆者は、片や統計データ自体を、片や統計の数理的方法をとりあげる分担がありうとは思いつつ、現実分析の出発点にある統計データの信用性に関心を持たないスタンスは、研究姿勢の根本（現実の分析—さらには現実の変革—での寄与への無関心）に関わる問題点であるように思う。

以上から確認しておきたいことは、(i)実証研究者と統計研究者の共同体制、と(ii)統計生産者と統計利用者の協力・意見交換の重要性である。後者は今日、統計の品質論議の中で国際的に常識化している。

その上で、問題は(iii)統計研究者は統計専門の固有に任務を受けとめているか、実証家と同じように「統計を使って問題を検討する」レベルにとどまり、統計資料自体を意識的にどう検討しているか、検討は今日的な角度から総合的か、である。本稿の提起はこの(iii)に関わっているものである。

さて本題に戻って、上の検討視角提起の不十分という指摘をふまえて先に進むと、筆者は、これまでの不足の理由を以下の点にあるとみている。①論者が持っていた方法論的残滓、②特に越川の「統計の理解・吟味・批判」の枠組みの継承にとどまっていた、改革の提起に進まずにいること、③統計品質論を含む国際機関や各国統計機関の統計活動の革新的動向の受け止めの不足、④現代的諸問題をめぐる動向—1990年代国連諸会議、ミレニアム開発目標（修正を含めて）—その後の特定問題別の国際展開と取り決め—との連関での検討の不足、④日本自体における情報公開や政策評価思考と実践等の拡大、等の動向との連携の不足、等にあると考える。以下、これらの弱点を越える方向について説明していきたい。

2 労働統計検討の前提と焦点

2.1 統計研究における統計データへの立ち入りの不足

実証作業の過程で、使用する統計データに関して、(i)原資料（統計報告書原本）にあたっての数値を確かめ、(ii)その統計の示すところが、実証作業に使えるかどうかを吟味するべく立ち止まる、ことから統計データの検討がはじまる。先の論議を急ぎ、そこで重要な提起があるときには許される場合もあるが、白書その他の二次資料を転載してすませってしまう傾向が増加している。これは、学生のレポートにウェブサイトからの切り貼りが増えつつあるが、白書（ウェブサイト）等からの安易な引用は、これに隣接している。そしてそれ以上に、実証作業におけるデータ自体の検討が、その実証の手堅さを示し、後述のように統計の改革論議につながる統計学の重要問題であったし、今後もそうであることを看過することにつながる。

2.2 「統計の理解・吟味・批判」から「統計の理解・吟味・批判と改善案提起」へ

統計データの検討は、データの理解・検討ののち、ぶつかった問題点について、統計の生産において現行政府統計の改善によって補うものかどうかを検討することが必要である。すなわち、統計生産者側からの統計利用者のニーズ・要請を汲み上げるサービスが強化され、統計生産者と利用者の協力や意見交換の機会等が広がろうとしている中では、単に、おかし、一面的であるといった指摘にとどまらず、改善案の提起まで進む必要がある。すると、これまでの統計検討の視角は、かなり塗り替えられなければならないと考える。

2.3 既存統計の限界までの利用が行われているかの反省

いうまでもないことだが、実証作業過程で政府統計に不満を持ち、改善を求めるにあたっては、既存の関連統計の公表集計表をぎりぎりまで活用する余地を吟味すべきである。筆者の印象では、統計利用のかなりには、既存統計を限界までは活用しないでいるケースがある。ぎりぎりまで利用可能性を追求しなくては、生産者と利用者との意見交換もありえないだろう。もとより生産者の側もまた、利用者が限界までの利用に進むことができるように、十分な分かりやすい情報をふくめて案内をしているかが問われる。案内が不十分な中で限界的利用まで進むのはごく限られた統計専門家にとどまるだろう。

2.4 ミクロ統計データについて、再集計を求めればどうなるかの検討

既存統計の改善を求める際には、既存の統計調査の調査票に照らしてミクロ（マイクロ）統計データの再集計によって、利用の道が開かれる場合がある。いわゆるミクロ統計データの利用である。日本の場合には、ミクロデータの活用は、試験的に行われてきただけであり、恒常的に、かつ主要統計にわたって、研究利用に広く可能にはなっていない。しかし、統計改革の中でようやくこれに道を開かれようとしている。ミクロ統計の利用によって、回答者負担を増やさずに、また多くの集計表を用意しなくても、立ち入った統計の利用が可能になる余地がある。統計調査自体の改善ではなく、ミクロ統計利用の道を開くことによって利用者の要求にかなり応えることができる。

とはいえ、直ちにミクロ統計の使用が許されるわけではなく、またミクロ統計も幾つかの制約を持っている。ミクロ統計利用への圧力を強めるとともに、統計自体の改善を求めるのである。

2.5 「真実性＝信頼性＋正確性」の検討から「統計の品質」論に基づく検討へ。

そこで統計の検討に入ると、検討の範囲対象、検討の焦点、検討の基準については、統計品質論の展開があり、これを取り込んだ検討視角にならざるをえない。経済統計学会においては、蛭川に発する「真実性＝信頼性＋正確性」という捉え方が、なお支配的である。今日の統計品質論では、検討対象が統計データ、統計方法・基準、さらに統計制度に広がり、その際の焦点は、品質構成各要素であり、これらが評価されて公表されるまでに至っている。特に統計データと基準・方法をふくむ統計活動全体が自己評価および同業者評価 (peer review)、さらには第三者評価を得て、公表される運びになっている

ここで論議しているのは、統計データの検討の視角であるから、統計データに限定して、統計品質論と筆者なりの要素を指摘すると以下ようになる。

- (1) 適合性 (relevance)。顧客の真の必要に適合する度合いを反映している。利用可能な情報が、利用者にとって最も重要な問題に光を当てているかどうか、である。
- (2) 正確性 (accuracy)。測定しようとした現象を正しく叙述している度合いである。通常は統計的推定値の誤差によって特徴づけられる。
- (3) 適時性 (timeliness)。その情報の対象時点（あるいは対象期間の終わり）と、その情報が利用可能になる日時との間の遅れである。
- (4) アクセス可能性 (accessibility)。情報が獲得できる容易性である。情報の存在を確認できる容易性、アクセスできる書式や媒体の適切性を含む。
- (5) 整合性 (coherence)。【一貫性 (consistency) と同義と思われる】同一現象に関して、異なる源泉あるいは方法によって生産された統計が同じである程度。これら統計を結合して利用するときに問題となる。共通の方法、分類、同一母集団の使用等が整合性を高める。
- (6) 比較可能性 (comparability)。地理的領域間の比較、時系列比較において、統計を比較できる可能性。
- (7) 明瞭性 (clarity)。明瞭で理解可能な形で、メタデータとガイダンスを伴って提供されること。
- (8) 費用効率性 (cost-efficiency)。資源が有効に使われているかどうか。

機関によって、さらに他の要素もかけられている。これら品質構成要素に関して、留意しておくべき点のひとつは、構成要素間にトレードオフ関係があることである。例えば、適時性で劣ってもよければ、正確性は高まるといった関係があることである。

2.6 方法論的視角と歴史的・社会的（制度論的）視角²の統合にたつ。

これまでの真実性を中心とする統計データの検討の及んでいた範囲は、上記のうち、適合性と正確性、を中心に比較可能性や整合性、明瞭性等をめぐっていたといえよう。そして、これらの検討は、実証研究の見地からは引き続き最重要であり続けている。とはいえ、統計データ

² この言い方も背景説明ないし多くの限定をおこななければ、誤解を与えかねないし反論を招くかも知れない。両説が、相手側の論議を含みこんでいるという論がありうるからである。しかし、ここでは、論議を先に進めるため、このレビューは省略させていただく。蛭川は両側面をかなり配慮しており、上杉は統計データ自体を研究対象としていたため、両側面を考慮していた。併し陽表的な論議ではなかった。内海（自身は統計制度・政策研究の重要性を認めていたが、文章化したものでは）統計方法を科学認識方法に強くひきつけた。さしあたり、これら蛭川の流れを方法論説と言ひ、これらに異論を唱えた大屋祐雪の論議を制度論説と言っている。社会統計学で方法論説と制度論説の対抗が明らかになる過程で、わずかに先行して、批判会計学で宮川一男他の制度論説と蛭川を受け継ぐ岡部利夫の方法論説の展開があった。

(統計生産)の改善案を具体化する場合、品質諸要素間のトレードオフ関係を考慮しなければならず、統計生産者が置かれている状況(一方でのICTの使用の増大、他方での回答者負担、人的・資金的資源の制約)との関連で、適時性、費用効率性、アクセス可能性との関連で、検討されることになる。

これらを考慮するということになれば、検討は、科学方法論的見地から、統計制度とその環境を広くとりあげる見地をも必要とすることは、当然であろう。すなわち、経済等学会でかつて論議された方法論と制度論間での論議についてふりかえれば、現実の統計生産過程が両側面を含んでおり、政府統計データは両側面の状況を様々にふくんだ生産物であるからである。

これらすべてを検討しながら利用者からの要請に応えることは統計生産者の仕事であり、統計利用者、そして研究者は、真实性等に関する検討に限って良いということになるのか。しかし、アクセス可能性、説明の明瞭性等は、統計利用者にとって大きな関心事であり、調査内容の拡充さらには新調査の要求は、予算制約等によって見送られる場合が多くある。調査票に質問項目がすでにあって問題は集計表への表現の問題か、調査票項目の修正か追加か等からどれだけの修正を要するかが問題になり、一方では(マイクロデータ)、ICTの活用、行政データの活用なども検討されることになる。統計改善案の具体化にあたっては、改善を要求する利用者側も、統計制度・政策に関して一定の理解を持っている必要があり、其の上での生産者と利用者の意見交換・協力が進められることになる。

2.7 品質諸要素の重要性の確認と概念的検討・整理の必要

国際的統計品質論の展開と主要国での実践への適用は、ウェブサイトへの統計表と統計図の提示に際して、各統計の品質構成要素を統計利用者伝えるリンクが張られるところまで進んでいる。

とはいえ、これら品質要素は、研究的統計利用者、特に日本で統計の真实性に馴染んできた者からみれば、各要素の概念的掘り下げ、したがって要素間の関係等の検討が無ければ、並列主義であり、プラグマティックに過ぎると受け取られる可能性を持つ。

(1)品質要素提示それ自体の重要性 しかし、政府統計の実際活動においては、多様な統計利用者と諸環境を前提すると、ヨーロッパその他における実践と密な論議を経た、これら統計品質論の実践への具体化は大きな前進であり、所与のものとして受けとり、日本での展開を期待して良いと考える。

(2)品質要素のこれまでの整理 示されている品質要素に関しては、さらに整理が必要である。

①筆者は1990年代にEurostatが品質構成要素を示したとき、仮に、統計データの内在的(認識論的)要素と外在的(制度論的)要素という区分を置いてみた。②最近に至る国際論議では、第一に、これがより基礎にさかのぼり、基礎から、(i)政府統計の基本原則→(ii)品質次元→(iii)品質要素→(iv)品質指標、として把握され、(ii)~(iv)が品質評価枠組み、とされている。第二に、その次元をみると、IMFのDQAF³では、0.品質の前提条件(法律的・制度的環境、資源、適合性、他の品質管理)、1 integrity⁴の確保(専門性、透明性、倫理的基準)、2.方法論的堅

³ 付属資料6 伊藤(2005)「統計の品質(3)」『統計研究参考資料』No.89, pp.119~125

⁴ このタームの訳語は悩ましい。独立性、自立性、高潔性、誠実性等の訳を与えてきたがなお十分に適切ではない。

実性（概念と定義，範囲，分類/部門化，記録づくり），3．正確性と信頼性（データ源，データ源の評価，統計技法，中間データと統計生産物の検証，改訂の研究），4．利便性（周期性と適時性，一貫性，改定政策と実践），5．（アクセス可能性，メタデータのアクセス可能性，利用者支援）とされた。第三に，ヨーロッパ統計システムに向けての Eurostat の実践綱領⁶での整理は，I.制度的環境（専門的独立性，法的強制，資源の十分性，品質公約，統計の秘匿性，公平性），II.統計過程（訓示網方法，適切な統計手続き，費用効率性），III.統計生産物（適合性，正確性と信頼性，適時性と時間厳守性，整合性と比較可能性，アクセス可能性と明瞭性）とそれなりの集約がある。

2.8 品質構成要素の概念的検討

これらの区別の妥当性ととも，各品質要素の概念の検討も必要である⁶。実証研究の見地，そしてこれまでの真実性の検討を中心にして流れからいえば，適合性や正確性が問題になろう。適合性に関しては，さらに多くの含意が分析可能である⁷。統計品質論では，統計利用者の目的に合っているかどうか（fit for use）を基礎として諸側面が論じられている。実証研究の見地からは実用性に傾いて，真実反映性の見地が損なわれないかを焦点に検討する必要がある。正確性に関しては，早くから多くの文献があるが⁸，最近の ICT 利用や行政データ利用，レジスターベースなど統計生産の新たな形態に関わって生じる非標本誤差に注目する必要がある。この分野では，品質論分野でも若干の理解の違いがある。これらを含めての整理・検討は，改めて行う。ここで，繰り返して確認しておくが，これらの整理・検討を待たずに，品質構成要素にそくした統計データの検討は可能であり，実際に多くの実践がある。

2.9 男女共同参画（ジェンダー）統計の視角の確保

ここで，統計データ検討の重要な視角として，男女共同参画統計視角を指摘しておきたい。男女共同参画統計は，統計の特定分野に位置づけられるものではなく，すべての統計生産や統計分析に際してその視角が堅持されるべき性質のものである。日本では男女共同参画統計視角 2003 年の男女共同参画会議/専門調査会報告書，府省統計主管部局長等会議(2003)『統計行政の新たな展開方法』で，その重要性がうたわれ，国連統計部(2005)『世界の女性 2005』（日本統計協会訳・出版）では，強化に向けた 11 の戦略が示され，2005 年 12 月の第二次男女共同参画でも再度うたわれている【「2（制度・慣行の見直し）(4)調査研究・情報の収集・整備・

⁵ 伊藤 (2007) 「統計品質論から見た日本の統計」『研究所報』No.37,pp40-46，一部の改訳は水野谷(2008) 「統計制度の品質」『統計』4月号

⁶ 国際的統計品質サイドでの材料としては，① 2：Eurostat 「統計における品質の定義」—品質論(1)『統計研究参考資料』（以下略）No.61。② 2：の付録 1—品質論(2)同上 No.79，③ 2：の付録 1—品質論(3)No.89，④ 4：「データの不一致，統計の信用性，および人間開発報告」—品質論(3)No.89，⑤ 比較可能性，適時性，アクセス可能性に関して，6：「国際統計の品質を改善するための国際機関の共通戦略」品質論(3)No.89，⑥ 7：付属資料 3，5 【異なる機関の品質要素の区分一覧】—品質論(3)No.89，⑦ 6：「標準品質指標」【比較的詳しい説明】—品質論(4)No.93，⑧ 「統計品質論から見た日本の統計」の付録 2—『研究所報』No.37

⁷ 品質要素に関わる当学会での検討は少ない。わずかに，杉森渥一(1997)「データの妥当性と信頼性」『岡山大学経済学雑誌』28(4)，(2000)「統計データの信頼性」杉森・木村編『統計学の思想と方法』第 5 章，北海道大学図書刊行会が，有力な検討を深めている。これをふまえての検討は別の機会に譲る。

⁸ 基準文献の 1 つは，P.P.Biemer & others(1991,2004) *Measurement Error in Surveys*, John Wiley & Sons.最近の統計生産活動をふまえた文書として，Statistics Finland(2002) *Quality Guideline for Official Statistics*(pp.136)がある。一次訳を終えているので，近い機会に公表したい。

提供、1-(4)、7-(1)エ、(5) エ、11-(2)ア、11-(1)】。統計データの検討に当たって、関連する統計データにこの見地が徹底しているかは検討の重要な焦点である。

2.10 統計の拡充・改善に向けての制度諸条件の改革

統計データの改善の具体的提案は、統計生産機関が置かれた法的、資源的その他の制約を考慮したものであるとき、実際の改善に進みうる。これまで述べてきた諸点は、この見地からのものである。しかし、広い統計利用者においての必要・要請が強い場合には、制約自体を改革すること、さらには統計機関の配置や資源配分、法的諸制度等の改革にまで進むことになるのは言うまでもない。統計データの検討は、可能性としては広く制度改革にもつながるものである。

3. 労働統計検討の際の各研究者への要請

以上、品質要素の一層の概念的整理や検討等は別な機会に譲るなどまだ論じたりないことが多々あるが、以上の論議から、労働統計データの検討にあたって以下が要求されると言ってよかろう。以下のすべてを果たすには、時間を要しようが、統計データの改善論議を詰めていくには、やはり必要である。すなわち、

①出発点：その問題分野関連の諸統計の連関性の把握、②そのうちの主要統計に関する国際基準、③その問題分野での国際的実証研究の先端部分、④これらに照らしての白書等政府の統計による解説の批判的吟味、⑤品質諸要素にそくした検討と評価、⑥不足部分の確認（改善方向の把握）、⑦具体的改善策（調査票への項目追加、既存調査票を前提しての集計表のクロスの仕方、←他調査との一貫性確保のための修正、既存調査の継続テーマ・変更テーマの是非、既存調査の標本数増加、新調査の必要・・・）の提起、⑧統計生産者からの制度的諸情報の入手による上記改善策の実行可能性の追求等。

もとよりこれを広い分野の統計に個人で行うことはできない。自らの関与する実証分野の中心部分の統計データについて、これらを把握していることが統計専門研究者には要請される、ということである。

17 【参考】日本の統計改革—統計委員会の素案へのパブリック・コメント（経済統計学会ジェンダー統計部会から）とその結果（統計委員会答申の一部修正）

<<パブリック・コメント>>

意見書

平成20年11月25日

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室

経済統計学会ジェンダー統計研究部会 代表：杉橋 やよい

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（素案）に関し、以下の通り意見を提出いたします。
記

「統計行政の新たな展開方向」（2003年）に「ジェンダー統計の整備」が明記され、内閣府男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について」（2003年）ではジェンダー統計の整備・拡充が必要とされた。しかし、素案の本文と別表には男女共同参画（ジェンダー）統計について記述がない。

例えば、世界経済フォーラムの *Gender Gap Report 2008* の指数（GGGI）では、日本の男女平等は2007年の91位から98位に順位を落としたとされている。日本での男女共同参画の推進はますます重要であり、このためのツールとして男女共同参画（ジェンダー）統計の強化は急務である。折から国連統計部のイニシャチブによるジェンダー統計の発展に向けた働きかけがある。

これらの内外の統計状況をふまえて、以下の点を考慮し、答申に反映させていただきたい。なお下記に具体的修正案を示しましたが、意見提出者の意図を汲み上げて他の形であっても修正いただければ幸いです。

また、当研究部会は、公的統計における男女共同参画（ジェンダー）統計の充実に向けて、協力を惜しまない姿勢にあることを申し添えます。

該当箇所 本文19ページ以下の（5）の特定項目

要望事項 特定項目として、「男女共同参画統計の整備・充実」を設定し、「統計行政の新たな展開方向」の第2 社会・経済の変化に対応した統計の整備、9 ジェンダー統計の整備で謳われた<基本方向>と<具体的方策>を復活していただきたい。

その要点は、(i)公的統計の作成に際して、調査票ないしは原書式にできるだけ性区分を設け、これを公表される統計表においても維持すること、(ii)事業所・企業を対象とする統計調査において、可能な限り従業者等の性別を把握するよう努めること、さらに、(iii)原則として性別データの表章を行うとともに、年齢やその他適切な項目とクロスした集計の充実を図り、多様な表章を行うこと、

¹ 今後の日本の統計活動を規定する（統計）「基本計画」の決定過程で、「素案」に対するパブリックコメントが2008年11月25日締め切りで募集され、これに基づいて素案が修正されて「答申」になった。経済統計学会ジェンダー統計部会関係からのコメントとその結果を、部会ニュースレターNo.15（2008年12月25日）から転載させていただき、その結果を本所報の編集者が補った。日本でのジェンダー統計の今後の発展に関する重要な材料であると考えた。

である。

・なお、その他に、(iv)男女共同参画社会の推進に関わる重要問題—両立支援政策・制度の整備・進展状況などを調査することを加えていただきたい。

記

「統計行政の新たな展開方向」(2003年)に「ジェンダー統計の整備」が明記され、内閣府男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について」(2003年)ではジェンダー統計の整備・拡充が必要とされた。しかし、素案の本文と別表には男女共同参画(ジェンダー)統計について記述がない。

例えば、世界経済フォーラムの *Gender Gap Report 2008* の指数(GGGI)では、日本での男女平等は2007年の91位から98位に順位を落としたとされている。日本の男女共同参画の推進はますます重要であり、このためのツールとして男女共同参画(ジェンダー)統計の強化は急務である。折から国連統計部のイニシャチブによるジェンダー統計の発展に向けた働きかけがある。

これらの内外の統計状況をふまえて、以下の点を考慮し、答申に反映させていただきたい。なお下記に具体的修正案を示しましたが、意見提出者の意図を汲み上げて他の形であっても修正いただければ幸いです。

該当箇所 本文17ページ(2)と(3)および別表の別-11(2)と別-12(3)

要望事項 1. (2)のアの本文5-6行目に、男性に関する文章を挿入する。「このため……女性が……子育てしやすく、男性も就業しつつ、子育て、家事労働、地域活動に参加しやすい環境の整備が強く求められている。」(下線部分追加。以下同様)

2. (2)のアの本文8行目を次のように修正する。「……行うためには、基礎となる統計の男女共同参画統計の見地を入れた整備が不可欠である。」

3. (2)のイの本文5行目に「統計の整備、③男女に関して性別、年齢別データの表章を行い、可能な限り統計ニーズも踏まえて雇用形態などの属性や世帯などの家族属性などの各種クロス集計の強化、等の適時・正確な……」とする。

4. 別表の別-11(2)の2つめの○に男性に関する文章を挿入する。「女性の就業……(就職・離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等の関係、および男性の就業と子育て、介護、家事労働、地域活動等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、男女共同参画統計の見地から必要な事項の追加等について検討する。」

5. (3)のイの素案文章の前に「世帯に関する調査のデータを表章する際には、性別、年齢別に加え、可能な限り統計ニーズも踏まえて雇用形態などの属性や世帯などの家族属性などの各種クロス集計の充実を図る。」を入れ、イの素案文章の後に、「ただし、家計統計に関しては個人に分類できない項目もあることを考慮し、可能な限り性別区分を設ける」を入れるのが適当と考える。

6. 別表の別-12(3)アの1つ目の○に以下を挿入。「個計化の状況を男女共同参画統計の見地を含めてよりの確に把握する」

別表の別-12(3)イに下線部分を追加する。「社会生活基本調査」において、……、調査項目や集計内容について、男女共同参画統計の見地も考慮して、検討する。」

別表の別-12(3)ウに下線部分を追加する。「『国民生活基礎調査』の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別、そして可能な限り性別、年齢別表章が可能となるよう」

意見が 1000 字を超えていますので、次ページに要望事項のみを添付いたします。

<<パブリックコメント全体>>【第 20 回基本計画部会（08・12・1）資料 3 から】

▼「公的統計の整備に関する基本的な計画」(素案)に対する意見募集の結果について

- ◇ 意見募集期間 平成20 年10 月27 日～11 月25 日
- ◇ 意見総数 延べ131 件（団体10・個人29）
- ◇ 項目別意見数
- 全体について 8 件
- 第 1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針 5 件
- 第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 47 件
 1. 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備（9 件）
 2. 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項（9 件）
 3. 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項（29 件）
- 第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 61 件
 1. 効率的な統計作成（32 件）
 2. 統計リソースの確保・有効活用（12 件）
 3. 経済・社会の環境変化への対応（6 件）
 4. 統計データの有効活用の推進（8 件）
 5. その他（3 件）
- 第 4 基本計画の推進・評価等 3 件
- その他 7 件

<<パブリック・コメントによる答申の一部修正>>（ジェンダー統計関係のみ）

②	5カ 年計 画中 の新 規ニ ーズ への 対応	p.36 変更なし また、統計委員会は、総務大臣からの新統計法の施行状況報告等を通じて、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況を把握し、その評価・検証等を実施する。さらに、これを踏まえ、必要に応じ関係府省に対して取組の見直し、促進等のための意見等を提示する。	p.36 また、統計委員会は、総務大臣からの新統計法の施行状況報告等を通じて、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況を把握し、その評価・検証等を実施する。さらに、これを踏まえ、必要に応じ関係府省に対して取組の見直し、促進等のための意見等を提示する。
		p.66 変更なし○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために法第55 条第3 項に規定する意見（以下「意見」という。）を提示する。	別-29 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために法第55 条第3 項に規定する意見（以下「意見」という。）を提示する。

①	新分野一男女共同参画統計	p.19-20 採用せず	p.19
② 1	p.18 (2)ア 変更あり このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の <u>男女</u> 、とりわけ <u>女性</u> が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。		p.17 (2)ア このため、ワークライフバランスにも配慮し、 <u>女性</u> が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。
2	p.18 (2)ア 変更なし こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的・科学的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。		p.17 (2)ア こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的・科学的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。
(1)	p.18 (2)イ 変更あり このため、 <u>男女共同参画の視点</u> を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確に捉える観点から		p.17 (2)イ このため、 <u>女性の結婚</u> 、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確に捉える観点から、
(1) 3	p.18 (2)イ 変更あり。但し要請3に対しては変更なし ②就業と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳細に分析するための統計の整備等の適時・正確な関連統計の充実について検討する必要がある		p.17 (2)イ ② <u>女性の就業</u> と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳細に分析するための統計の整備等の適時・正確な関連統計の充実について検討する必要がある
4	p.47 (2) 変更あり ○ <u>就業</u> （就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。		別-11(2) ○ <u>女性の就業</u> （就職・離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。
5	p.19 (3)イ 変更なし 家計・個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず、個計化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用に関する検討が必要である。		p.18(3)イ 家計・個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず、個計化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用に関する検討が必要である。
6 (i)	p.48(3) 変更なし 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。		別-12(3)ア 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。
(ii)	p.48(3) わずかの変更 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から「社会生活基本調査」において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関し、調査項目や集計内容について検討する。		別-12(3)イ ○ 「社会生活基本調査」において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関し、調査項目や集計内容について検討する。
(iii)	p.48(3) 変更なし ○ 「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。		別-12(3)ウ ○ 「国民生活基礎調査」の所得票・貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。